

## 奈良まほろば館 2階ウィンドウディスプレイ作品デザイン募集要領

### 1 概要

#### (1) 案件名

奈良まほろば館 2階ウィンドウディスプレイ作品デザイン募集

#### (2) 募集内容

東京・新橋にある奈良県の首都圏情報発信拠点「奈良まほろば館」は、本県の観光、食、特産品、伝統工芸などの情報を一体的に発信しており、新橋に移転してから3年目を迎えますが、更なる館の認知度向上を図っているところです。

そこで、奈良まほろば館をより認知してもらえるよう、館付近の通行者の目を惹くような展示作品を、館2階ウィンドウにディスプレイすることとしました。

本案件は、当該展示作品のデザイン・制作をしていただける方を広く募集し、審査の上デザインを決定するものです。

なお、最優秀者に選定された者は県と展示作品制作業務委託契約を結ぶこととします。

委託上限金額は99,999円（消費税及び地方消費税を含む）です。

設置場所の詳細については「別紙\_設置場所の詳細」を参照してください。

#### (3) 展示開始時期

令和6年10月31日までに展示。

#### (4) 出展料

無料

### 2 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる国内に住所を有する個人または単一の内国事業者であり、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。

(7) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数のデザイン提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあったデザイン提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) デザイン提案書などの提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) デザイン提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4 手続き等

- (1) 担当部局(書類の提出先および問い合わせ先)

〒105-0004

東京都港区新橋1-8-4 SMBC新橋ビル2階

奈良県観光局奈良まほろば館 情報発信課

TEL: 03-5568-7081 FAX: 03-5568-7082

- (2) 募集要領の配布

公告日から令和6年8月9日(金)の午後6時までの間に、(1)の担当部局または奈良県観光局奈良まほろば館情報発信課ホームページより入手するものとします。ただし、担当部局における配布は、午前10時30分から正午まで、午後1時から午後6時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除きます。

- (3) 質問の受付及び回答

提出方法 質問票(様式1)に質問事項を記載し、FAXで提出してください。必ず電話にて受信の確認を行ってください。

電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。

受付期間 令和6年7月24日(水)の正午まで。

ただし、受信の確認は午前10時30分から正午まで、午後1時から午後6時までとし、県の休日を除きます。

提出先 (1)の担当部局と同じ

回 答 令和6年8月5日（月）までに、奈良県観光局奈良まほろば館情報発信課ホームページにおいて公表します。個別には回答しません。

(4) 参加表明書の提出

提出期限 令和6年8月9日（金）の午後6時まで

ただし、受付は、午前10時30分から正午まで、午後1時から午後6時までとし、県の休日を除きます。

提出先 (1)の担当部局と同じ

提出物および提出部数 参加表明書（様式2-1）……………1部

表明者概要（様式2-2）……………1部

提出方法 持参または郵送。（郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。）

(5) デザイン提案書の提出

「5 デザイン提案書の提出」のとおり

(6) 審査結果の通知

令和6年8月下旬（予定）

5 デザイン提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年8月16日（金）の午後6時まで

ただし、受付は午前10時30分から正午まで、午後1時から午後6時までとし、県の休日を除きます。

(2) 提出先

4 (1)の担当部局と同じ

(3) 提出物および提出部数

デザイン提案書（様式2）…7部（正本1部、副本（写し）4部）

(4) 提出方法

持参または郵送。（郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。）

(5) デザイン提案書の作成上の留意事項

①右肩の事業者名以外に、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないこと。記載がある場合はその項目を無効とします。

②デザイン提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとし、ます。

③デザイン提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。

④提出されたデザイン提案書は返却しません。また、デザイン提案書を無断で他に使用することはできません。

⑤デザイン提案書がこの書面及び別添様式に示された条件に適合しない場合は、無効とします。

⑥デザイン提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

## 6 デザイン提案書等の審査基準

別紙2「奈良まほろば館2階ウィンドウディスプレイ作品デザイン審査基準」のとおり。

## 7 参加に当たる注意事項

① 提案する作品を館内へ搬入する際は、完成品の搬入を前提としてください。館内での制作はできません。

② 下記のような作品は提案できません。

(ア) 施設を破損・汚損する恐れのある作品

(イ) 制作者の氏名等を作品に記載することはできません。

(ウ) ガラス面への広範囲な接着を要する作品（ガラスフィルム等）

(エ) 展示箇所にあるパーティカルブラインドの開閉に支障が生じる作品

(オ) 危険物・火・刃物等を用いた作品

(カ) その他、施設等に悪影響を及ぼす恐れのある作品（食物、土壌、動植物等）

③ 下記に該当する場合は、展示を中止する場合があります。

(ア) 使用目的に反する場合。

(イ) 施設及び備品等を破損・滅失する恐れがあるとき。

(ウ) 奈良まほろば館の秩序を乱す行為等、公序良俗に反する行為を行うとき。

(エ) 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する等の政治的・宗教的活動を行うとき。

(オ) 専ら営利を目的とするとき。

(カ) 災害その他の事故により当館の施設が使用できないとき。

(キ) 施設管理及び運営管理上支障があると当館が判断した行為等を行うとき。

(ク) 工事その他の都合により館長が特に必要と認めたとき。

## 7 最優秀者の選定

(1) デザイン提案書等の評価は、奈良まほろば館職員において「奈良まほろば館2階ウィンドウディスプレイ作品デザイン審査基準」により審査し、最も高い評価を得た者を最優秀者として選定します。なお、審査は非公開とします。

(2) デザイン提案書等の審査については、審査員による書類審査とします。

## 8 最優秀者への結果通知

(1) 最優秀者の発表は、最優秀者選定通知の送付をもって代えさせていただきます。

(2) 選定結果に関する電話やメールでのご質問にはお答えできませんのでご承知おきください。

## 9 契約の締結

(1) 7により選定された者と契約締結の交渉を行います。契約交渉が不調のときは、7により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う場合があります。

(2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

## 10 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の選定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等（法人にあつては役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 11 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が10の（1）から（8）までのいずれかに該当すると認められる場合や企画提案書などの提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除し委託者を変更することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

## 12 その他

- (1) 契約保証金については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。
- (2) 受注者は県に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- 一 成果物の内容を公表すること。
  - 二 成果物を県が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は県の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、県の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
- 一 成果物の内容を公表すること。
  - 二 成果物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- (4) 県が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
- (5) 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、県に対して保証する。
- (6) 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- (7) このコンペへの参加に係る経費は、参加者の負担とします。なお、提出された書類は返却しません。
- (8) デザイン提案書等は、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月 30 日奈良県条例第 38 号）に基づき開示する場合があります。
- (9) デザイン提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- (10) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとしします。